



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

老健や介護医療院の多床室 室料負担導入へ

～厚生労働省

厚生労働省は12月27日、「第237回社会保障審議会介護給付費分科会」を持ち回りで開催し、多床室の室料負担、基準費用額(居住費)の見直し案を報告、了承された。

19日に公表された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」では、いずれも同分科会でのこれまでの意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていたが、20日の閣僚折衝を経て見直し案が決まった。

多床室については、特別養護老人ホームに引き続き、「療養型」と「その他型」の老健、Ⅱ型の介護医療院の多床室の入所者に対しても室料負担を導入する。いずれも一定の所得のある入所者が対象で、負担額は月8,000円相当。利用者への周知期間を考慮し、来年8月から実施する。ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させないとしている。また、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態などを踏まえ、さらなる見直しを含め必要な検討を行う方針だ。老健、介護医療院の多床室の室料をめぐるのは、12月4日の同分科会で一定の所得のある入所者に負担を求める案が提案されたが、意見が分かれていた。

国が定める居住費・食費である基準費用額については、1日当たり60円引き上げる。ただ、低所得者に配慮し、補足給付の仕組みにおいて負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者には、利用者負担が増えないようにする。近年の光熱水費の高騰や、在宅で生活する者との負担の均衡、利用者負担への影響等を考慮したもの。

いずれも実施は今年8月から。

介護保険の2割負担の対象拡大 先送りへ

～厚生労働省

厚生労働省は12月22日、「第110回社会保障審議会介護保険部会」を開催し、「給付と負担」の議論について報告した。

第1号保険料被保険者の負担が2割となる「一定所得以上」の判断基準については、負担能力に応じて見直す観点から、介護報酬改定での対応と合わせて予算編成過程で検討する旨を、前回の審議で示した。その後、大臣折衝で引き続き早急に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間(2027年度～)の開始前に結論を得ることとした。そのうえで、判断基準を検討する際の軸として以下の2点を提示した。

- ① 直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けなくても負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。
- ② 負担増への配慮を行う観点から、当分の間一定の負担上限額を設けたうえで、①よりも広い範囲の利用者を2割負担の対象者とする。そのうえで、介護サービス利用等への影響を分析し、負担上限額のあり方について2028年度までに必要な見直しを検討する。

また、上記については、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映のあり方や、きめ細かい負担割合のあり方と併せて、早急に検討を開始するとした。

第1号保険料の標準段階を13段階に

～厚生労働省

厚生労働省は12月22日、「第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について(見直し内容及び諸係数)」を自治体などに事務連絡した(介護保険最新情報 Vol. 1190)。

同日に開かれた「第110回社会保障審議会介護保険部会」で第1号保険料に関する見直しの成案が固まったことを受け、事務連絡では見直し内容と算定に必要な諸係数を示し、令和6年度予算案への反映等の対応を促している。

見直しは、今後の介護給付費増加を見据え、所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇を抑制することが狙い。主な内容は、①国が示す標準段階を9段階から13段階へ多段階化、②高所得者の標準乗率の引き上げ、③低所得者の標準乗率の引き下げ——の3つ。具体的には、所得の高い層に対して合計所得420万円以上を第10段階、520万円以上を第11段階、620万円以上を第12段階、720万円以上を第13段階とする新たな区分を設ける。また、市町村ごとの介護保険財政の調整のために交付される「介護給付費財政調整交付金」の交付割合に係る算定式を改め、諸係数も確定値に更新した。

厚生労働省予算額 33兆8,191億円で前年度比2%増

～政府

政府は12月22日、令和6年度予算を閣議決定した。それによると、厚生労働省所管の予算額は一般会計が33兆8,191億円で前年度比2%増、そのうち社会保障費が33兆5,046億円(同2.1%増)とほとんどを占める。

介護分野の予算額は3兆7,288億円(同0.9%増)で、主な重点事項は下記のとおり。

- ① 「医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進」30億円
- ② 「地域医療構想等の推進」884億円
- ③ 「地域包括ケアシステムの構築」372億円
- ④ 「健康づくり・予防・重症化予防の推進」58億円
- ⑤ 「認知症施策の総合的な推進」134億円

ただし、これらの令和5年度当初予算はそれぞれ、44億円、900億円、511億円、36億円、128億円で、①～③は前年より緊縮傾向にある。

なお、介護報酬改定は+1.59%で、うち「介護職員の処遇改善分」が+0.98%、「その他の改定率」が+0.61%。また、年金特別会計は72兆7,084億円で、前年比3.5%の増加となっている。

こども家庭庁予算額 5兆2,832億円で前年度比9.8%増

～政府

政府は12月22日、令和6年度のこども家庭庁予算を閣議決定した。それによると、一般会計4兆1,457億円、年金特別会計と子ども・子育て支援勘定1兆1,375億円で合計5兆2,832億円、前年度比4,728億円(9.8%)増となった。予算額が最も大きいのは「総合的な子育て支援」の3兆8,169億円で、中身は「児童手当の抜本的拡充」「4・5歳児の職員配置基準の改善」「保育士等の処遇改善」「保育の受け皿整備・保育人材の確保」など。加藤鮎子同庁大臣は、予算案等の決定に当たり、以下の点を主なポイントとして挙げている。

- ① 児童手当は、所得制限を撤廃、支給期間の高校生年代まで延長、第3子以降3万円の抜本的拡充を行い、来年12月から支給開始とする。
- ② 従来、比較的支援が手薄であった妊娠・出産期から0～2歳の子どもに対する支援として、出産・子育て応援交付金による10万円相当の経済的支援に伴走型相談支援を組み合わせる。
- ③ 4・5歳児の職員配置基準を、令和6年度より30対1から25対1への改善を図る。また、保育士等の処遇改善について、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施、それにより、保育士の給与を5.2%引き上げ可能にする。

有料老人ホームは施設数も介護職員数も前年比増

～厚生労働省

厚生労働省は12月20日、2022年の「社会福祉施設等調査」の結果を公表した。この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者・従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的に実施されるもので、同年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計した。

調査結果によると、養護老人ホームや軽費老人ホーム等の老人福祉法による老人福祉施設は5,158施設(前年比34施設減)。助産施設や乳児院等の児童福祉法による児童福祉施設等は4万6,997施設(同437施設増)で、このうち保育所等が3万358施設(同363施設増)。そのほか、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)が1万7,327施設(同603施設増)となっている。

施設の種別別に定員・在所者数を見ると、老人福祉施設は定員が15万7,211人(同51人減)で在所者数が14万3人(同2,018人減)。児童福祉施設等は定員が314万3,249人(同3万265人増)で在所者数が278万8,941人(同4万5,651人減)、このうち保育所等は定員が293万3,434人(同2万9,081人増)で在所者数が259万7,595人(同4万5,601人減)。有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)は定員が66万6,276人(同3万1,881人増)で在所者数が54万6,190人(同6,143人増)となっている。

施設の種別・職種別に常勤換算従事者数を見ると、老人福祉施設の介護職員は1万8,172人(同22人減)、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)の介護職員は14万2,180人(同5,482人増)。保育所等の保育士は39万3,575人(同9,204人増)、保育教諭は12万8,134人(同7,551人増)。このうち保育士資格保有者が11万9,120人で同4,896人増となっている。

介護職員による高齢者虐待件数が865件 過去最多に

～厚生労働省

厚生労働省は12月22日、2022年度の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表した。

調査結果では、養介護施設従事者等(介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務の従事者)による高齢者虐待の相談・通報件数は2,795件で前年度比405件(16.9%)増、虐待判断件数は856件で同117件(15.8%)増。いずれも、過去最多を記録した。相談・通報者の内訳は、当該施設職員(27.6%)が最も多く、次いで当該施設管理者等(15.9%)、家族・親族(15.5%)だった。虐待の種別は、身体的虐待(57.6%)、心理的虐待(33.0%)、介護等放棄(23.2%)、経済的虐待(3.9%)、性的虐待(3.5%)の順だった。また、高齢者の世話をしている養護者(家族・親族・同居人等)による高齢者虐待の相談・通報件数は3万8,291件で同1,913件(5.3%)増、虐待判断件数は1万6,669件で同243件(1.5%)増となっている。